

食事サービス契約書

ココファン新小岩

令和 年 月 日

入居者氏名 様

食事サービス 契約書

ココファン新小岩（以下、「本建物」という）で提供する食事サービスについての契約を、入居者様（以下、乙という）と株式会社 学研ココファン（以下、甲という）の間で、下記の通り締結いたします。

1. 食事の提供

本建物では、乙の健康および栄養状態を鑑みたお食事を提供させていただきます。

2. 食事の予約

乙は食事サービスを希望する場合は、7 日前までに、食事サービスの希望を甲に申し出なければなりません。

3. 食事のキャンセル

2. で予約した食事が不要になった場合、乙は 7 日前までに甲に対してその旨を伝えなければなりません。万が一伝え忘れた場合には、乙は甲に対し、その食費を支払うことになります。

4. 食事の料金

食事の料金は、以下の通りとなります。

朝食：501 円／回 昼食：784 円／回 夕食：784 円／回 （朝：消費税 8% 込み、昼・夕：10% 込み）

*食事サービスの提供を受けた食数分をお支払いいただきます。

5. 食事の料金の改定について

甲は、消費者物価指数、雇用情勢、その他の経済事情の変動により、サービス料金が不相当になった場合には協議のうえで、サービス料金を変更することが出来ます。

6. ご家族等外来者への食事提供の取り扱い

ご家族等がお越しになった場合、その食事の 7 日前までにご注文をいただいた場合には、同じお食事をご提供させていただきます。尚、その場合の料金は、以下の通りとなります。

朝食：510 円／回 昼食：784 円／回 夕食：784 円／回 （いずれも消費税 10% 込み）

7. 特別食等への対応

刻み食等の特別食が必要な場合は、対応いたします。その際には、追加料金等はいただきません。

8. 食費のお支払いについて

食事サービスの料金は、毎月月末締めにて、提供いたしました食数より計算します。翌月中旬までに請求書を送付し、その月の 27 日（当日が金融機関休業日にあたる場合はその翌営業日）に口座引き落としにてお支払いいただきます。

9. 連帯保証人

連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を、極度額 30 万円の範囲内で、負担するものとさせていただきます。

甲の連帯保証人に対する履行請求は、民法 458 条及び民法 441 条の規定に関わらず、乙に対しても効力を有するものとさせていただきます。

本契約の定めに関わらず、家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合には、家賃債務保証業者が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に当該保証を利用するために必要な手続を取らなければならないものとします。

(1) 乙は、以下の各号に定める行為を行ってはいけません。

- (2) 甲は、乙の行為（前項各号に定める行為を含むが、これらに限られない）又は乙の家族その他関係者の行為（前項各号に定める行為と類似した行為を含むが、これらに限られない）により、甲の職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、本契約を継続することが著しく困難になった場合には、乙に対して、相当な期間において理由を示した文書で通知することにより、本契約を解除することができます。

本契約締結後に疑義が発生した場合には、甲、乙間で誠意のある話し合いを行い、解決していくことといたします。

令和 年 月 日

氏名 (印)

氏名 (印)

家賃債務保証 業者の 提供する保証	所在地：〒 商号（名称）： 電話番号： 家賃債務保証業者登録番号 国土交通大臣（ ）第 号
-------------------------	--

(注) 家賃債務保証業者の提供する保証を利用する場合に、記入します。この場合、連帯保証人欄への署名・押印は、不要となります。

